

報告事項 1

令和 7 年度 事業計画書

方 針

昨年の我が国経済は、所得環境の改善が見られたものの、エネルギーや食品といった日常生活に直結する品目の価格上昇が続き、消費者にとっては厳しい一年となった。その一方で産業界は、大手企業、製造業を中心に円安効果や、省力化、情報化ニーズの高まりを受け設備投資が堅調に推移したこともあり、全体としては緩やかな景気持ち直しの兆しが見えた年であった。今年度は、引き続きの所得環境改善、政府の総合経済対策の実効、特定扶養控除対象年収の引上げ等を要因に緩やかな回復が期待される。

世界に目を向けると、トランプ氏の米国大統領就任に伴い、関税の引き上げ、移民政策、安全保障等「アメリカファースト」の政策が日本経済および世界経済の先行き最大の不透明要因と言われている。

そうしたなかにあつて、一般社団法人 東京都計量協会の責務である「地域社会の公正、安全の確保に係る計量管理システムの構築と持続的維持管理」の重要性は変わることではない。このため都計協として令和 7 年度は次の 3 点に注力し、事業に取り組むこととする。

一つは、東京都の指定定期検査機関としてのはかりの定期検査、代検査業務、タクシメーター装置検査業務である。正確計量は都民に暮らしの「安心・安全」を提供するものであり、社会生活の基本的かつ根幹をなすものである。当協会としては継続的な検査技術の向上を図り、適切な検査業務を推進する。

二つ目は、計量思想の普及啓発事業である。都計協はこれまでも、計量検定所をはじめとする関係機関・団体と共同で、小学生を対象とした「出前計量教室」「ジュニア計量学校事業」、11 月 1 日の「都民計量のひろば事業」を実施してきている。現代では暮らしが便利になった反面、計量に接する機会が少なくなっているが、これら 3 事業は都民に直接、計量を知ってもらう絶好の機会であり、令和 7 年度も積極的に推進する。特に「ジュニア計量学校事業」は令和 6 年度からスタートした新事業であり、事業が定着するよう関係者の協力を得て推進する。

三点目は、自動捕捉式はかりの検定業務への協力である。同はかりは新規のものは令和 6 年 4 月 1 日から使用制限が掛かっているが、使用中のものは令和 9 年 4 月 1 日からとなる。市場には対象となるはかりが約 4 万台使用されており、これらはかりの検定業務がスムーズに行えるよう、都計協として積極的に指定検定機関に協力する。

こうした事業の推進により協会活動の充実を図り、新しい取り組みにも果敢に挑戦するなどして「都民の計量の安心・安全」の確保、会員各位の発展に貢献する。

1. 事業

1-1. 計量思想の普及、啓発事業の実施

- (1) 都計協では令和6年度から、東京都計量検定所、お茶の水女子大学附属小学校と協力して「ジュニア計量学校」事業をスタートした。同事業は、小学校第3学年算数での「重さ」の単元に、児童一人に1台のはかりを貸し出し授業を行うもので、日ごろ計量と向き合う機会の少なくなってきた子供たちに「計量を知ってもらう」「正しく量ることの大切さを学んでもらう」良い機会と捉え、令和7年度も積極的に推進する。
- (2) 東京都計量検定所、東京計量士会等関係団体と共同で実施している「出前計量教室」を積極的に開催し、小学校における計量関係の学習を支援する。
- (3) 都計協の広報誌である「とうきょうの計量」（計量新報に年6回掲載）を引き続き発行する。また、ホームページ、Eメール等を活用して、会員、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供する。さらに研修会の開催などを通じた教育活動を実施する。

1-2. 指定定期検査機関等の業務の実施

- (1) 東京都の質量計指定定期検査機関として、都内の2 ton を超える大型はかり、250 kg～2 ton 以内の中型はかり、それ以下のひょう量の小型はかりの定期検査業務を実施し、適正計量の推進・確保に資する。
- (2) 東京都指定証明検査機関として計量証明検査を行い、適正計量の確保に資する。
- (3) 中核市に指定されている八王子市の指定定期検査機関として、同市内の質量計の定期検査業務を実施し適正計量を推進する。
- (4) 分銅について、JIS B 7609（分銅）に基づく適正な管理を徹底し、清浄な状態に保つ取扱い、保管方法に定められた手順に従い管理を実施するとともに、年2回の確認、検査等を行う。また、管理状況を写真で記録するなどして、使用状況を含む経年変化を観察し、台帳とともに管理する。
- (5) 指定定期検査等に係る関係法令及び引用 JIS に基づき業務を実施するとともに、検査技術の向上を図るため、役職員を対象とした技術基準に係る教育訓練を実施する。
- (6) 東京都の業務 DX 化の一環として令和7年からスタートした検査データの情報処理化に、都計協としても積極的に協力し、対応を図る。
- (7) 指定定期検査機関として東京都から提供される個人情報等について、都計協で定める「保有個人情報の安全管理実施規程」に基づき適正に管理するとともに、責任体制の明確化、研修会等を通じた役職員の意識向上に努める。

1－3．適正計量推進事業の実施

- (1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし、適正計量の確保を図る。
- (2) 東京都計量検定所手数料徴収事務を受託し、実施する。また、都が令和7年からスタートさせた手数料徴収のキャッシュレス化にも協力する。
- (3) 東京都が実施するタクシーメーター装置検査業務について、港南検査場・深川検査場の検査補助業務を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- (4) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を図るとともに、消費者に対する計量教育の充実を図る。

1－4．一般計量士の育成・確保への取り組み

はかりの検査等を円滑に実施し、適正計量を通じた地域社会の安心・安全確保を確かなものとするため、都計協が定める「計量士等の資格取得支援制度」を積極的に活用し、計量士の育成、確保に取り組む。

1－5．計量記念日事業の実施

- (1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化スポーツ局、関係機関・団体と共催して、東京都計量検定所で「都民計量のひろば 2025」を開催し、広範な都民への計量思想の普及啓発に努める。
- (2) 11月の計量管理強調月間中に「計量記念日のつどい」を開催し、本会の事業推進に功績のあった会員、会員企業に長年勤務し企業の発展、業界の振興に貢献した人を顕彰するなどして、計量記念日の意義高揚を図る。
- (3) 11月の計量管理強調月間に計量管理の重要性を訴えるため、計量知識の普及、啓発、品質の改善、生産効率の増進、合理化等計量管理の推進に向けた「標語」の募集を行い、優秀作品を「計量記念日のつどい」で表彰する。

1－6．計量に関する講演会、研修会、見学会等の開催

- (1) 内外の経済情勢、環境の変化に伴う経営、技術、計量行政等のテーマを適宜取りあげて講演会などを開催する。
- (2) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上に努める。
- (3) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し、知識の向上、視野の拡大に資する。

1－7．計量に関する諸問題の調査、研究

- (1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持、システムの構築に資する。
- (2) 部会活動等を通じて計量業界の実情を把握し、都区内計量事業者の発展に資する。

1－8．関東甲信越計量団体連絡協議会（関ブロ）への協力

- （１）同協議会の活動に積極的に参加するとともに、協議会会長、代表者会議の議長、事務局業務を引き続き継続し、活動を支援する。
- （２）関東ブロック１都９県持ち回りで「大会」を開催してきているが、2026年度は東京都の開催当番県となることから、東京計量士会と協力し開催のための準備を進める。

1－9．関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、経済産業省、国立研究開発法人 産業技術総合研究所をはじめとする関係官庁及び団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

1－10．委員会、部会活動

次の委員会等によって、事業の実施及び事業運営の提案を行うとともに、部会では業界共通の課題等について協議し、意思の疎通を図る。

運営委員会

広報誌編集委員会

出前計量教室意見交換会

ジュニア計量学校企画委員会

都民計量のひろば実行委員会

関ブロ東京大会 2026 実行委員会

講演会・研修会・見学会等企画委員会

計量管理研究部会

タクシーメーター部会

1－11．表彰及び表彰候補者の推薦

東京都計量協会会長表彰、叙勲・褒章、経済産業大臣表彰、東京都功労者表彰、関東甲信越計量団体連絡協議会会長表彰等の基準適合者を関係機関に推薦し、会員事業者の振興に資する。

2．上記事項のほか、本協会の目的を達成するために必要な事業及び業務を行う。